

設備投資に対する税制等の支援を受けたい

グリーンアジア国際戦略総合特区

本特区は、環境を軸とした産業の国際競争力の強化や、アジアから世界に展開する産業拠点の構築を目指しており、特区事業を行う企業の設備投資を支援します。

対象者

特区の指定区域内で設備投資を行う企業（大企業、中小企業を問いません）

■ 指定区域（以下の市町村の一部区域）

北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、筑後市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、大野城市、宗像市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、糸島市、志免町、小竹町、筑前町、大刀洗町、広川町、荻田町、みやこ町、上毛町、築上町

※区域の詳細はお問い合わせください。

内容

(1) 法人税の軽減措置

設備投資額に応じた法人税の減税措置（税額控除又は特別償却）を受けられます。

| | 税額控除 | 特別償却 |
|--------------|------|------|
| 機械・装置、器具・備品 | 8% | 30% |
| 建物及び附属設備、構築物 | 4% | 15% |

設備の取得期限：
令和8年3月31日

■ 対象事業

・低燃費自動車、産業用ロボット、太陽光発電や風力発電等の再生可能エネルギー関連製品、その他環境性能の高い製品（パワー半導体、有機EL、次世代燃料電池、水素ステーション）やその部品に係る研究開発や生産

・レアメタルなど希少資源のリサイクル等

※ただし、上記対象事業から産業競争力強化法の産業競争力基盤強化商品の生産に関する事業を除く

■ 対象設備

機械・装置は2,000万円以上、開発研究用の器具・備品は1,000万円以上、建物及び附属設備・構築物は1億円以上

(2) 地域独自の支援措置

(1) を活用する企業は、次の支援措置も受けられます。

■ 福岡県企業立地促進交付金の5%上乗せ等（詳細はP55～58を参照）

■ 不動産取得税の課税免除

(1) の支援措置の適用がある建物及びその敷地である土地にかかる不動産取得税（税率：土地3%、建物4%）を免除

活用方法

この制度の適用を受けるには、特区事業者としての指定を受ける必要があります。詳しくは、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

福岡県商工部商工政策課 産業特区推進班

TEL: 092-643-3416 FAX: 092-643-3417 e-mail: greenasia@pref.fukuoka.lg.jp

URL: <http://greenasia.jp/>

